

勸告に当たって

令和3年10月6日

岡山県人事委員会

委員長 秋山 義信

本日、知事及び議会に対し、職員の給与等に関する報告及び勸告を行いました。

この給与勸告は、毎年、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に基づき、職員給与を民間給与と均衡（民間準拠）させるために行っているものです。

月例給については、本委員会が実施した調査の結果に基づき、本年4月分の職員給与と民間給与を比較したところ、職員給与が民間給与をわずかに下回っていたものの、その較差は極めて小さく概ね均衡していることなどから、改定を行わないこととしました。特別給（ボーナス）については、現行の職員の支給月数が、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の支給割合を0.16月分上回っていたため、支給月数を4.30月に引き下げることとしました。

また、優秀な人材の確保・育成や長時間労働の是正をはじめ、男性職員が育児休業を取りやすい環境づくりなどに言及するとともに、定年の65歳への段階的引上げについて、円滑な実施に向けた取組を求めています。

以上の内容について、知事及び議長に要請したところですが、新型コロナウイルス感染症への対応が長く続く中、厳しい勤務環境の下、困難な業務に対しても強い使命感を持ち、行政の担い手として県民の安全・安心を確保するため日々全力で職務にまい進している職員各位に対し、心から敬意を表すとともに、一層士気を高め、強い使命感と高い規範意識を持って県政の推進に尽力していただきたいと思えます。

県民の皆様におかれましては、人事委員会勸告制度の意義と役割に深い御理解を賜りたいと存じます。